

# 金融引締め政策下の消費需要の動向

昭和30・3・1

## 目次

- 一、はしがき
- 二、小売市況面から見た消費需要の動向
  - (一) 百貨店売上高の動向
  - (二) 一般小売店の売上高の動向
  - (三) 要約
- 三、家計支出面からみた消費需要の動向
  - (一) 消費支出の推移
  - (二) 費目別にみた消費支出の動向
  - (三) 要約並びに小売市況面からみた結果との突合
- 四、家計収入の動向及び消費支出との関係
  - (一) 可処分所得の推移
  - (二) 可処分所得と消費支出との関係
- 五、むすび

### 一、はしがき

消費需要の動向如何は、金融引締めの効果滲透の指標として極めて重要である。特に今次の緊縮政策の場合のように、投資の抑制を原動力としてデフレーションが推進せられる場合は、先ず投資需要の減退が起り、それが延いて消費需要を減退せしめることとなるが、それは次の二つの経路を経てであつて、そのいずれを経て生じたものであるかによつてデフレーション進展の度合に対する判断も当然異なるを得ない。二つの経路を図示すれば次の通りである。



この場合抑制される投資は、勿論、設備投資のみならず、在庫投資をも含む。したがつて物価の下落は生産財ばかりでなく、消費財についても生ずる。それは消費者の買控えを誘い、消費需要の減退を招く、物価の下落は消費需要を却つて増加させる場合も考えられるが、物価の下落傾向がつづくと思込まれる場合は、前者の効果の方がより大きいであろう。所得の低下がない場合には、そこに当然貯蓄の増加がある筈で、これが(1)の場合である。

物価の下落は、企業利潤の低下を余儀なくさせるから対抗手段として生産の縮小が図られ、冗員の整理或は賃銀の切下げが行われる。雇用或は賃銀は、労働の組織化の進んだ現在ではかなり硬直的であるが、それも相対的なものである。その結果は所得の減少が起り、消費需要が減退する。この過程においては(1)の場合と異なり、貯蓄性向の低下が生ずるであろう。それが消費需要の減退を阻むことにもなるが、その実質的な度合は、消費財小売価格の低落と所得減少との相関々係によつて異なると考えられる。

ともあれ(1)の経路を経て生ずる消費需要の減退は、いわば価格効果としての減少であり、(2)の経路を経て生ずるのは、所得効果としての減少である。所得に変化なく、貯蓄性向の向上のみによつて生じた消費需要の減退は、その底に潜在購買力の増加を含んでいるから、若し何等かの事情によつて物価が騰勢に転ずるようなことでもあれば、直ぐ反転して増加する可能性をもっている。所得効果としての消費需要の減退はそれ程には弾力的であり得ないから、相対的にみて前の場合より安定的であるといえる。現実の消費需要の減退がそのいずれであるかを截然と割り切れることは、勿論不可能である。しかしいずれの要素が強いかによつて大凡の判定を下すことはできなくはないし、前述したような意味で極めて重要でもある。

以下はかかる見地から、消費需要の動向についての検討を試みたものである。

二、小売市況面から見た消費需要の動向

先ず消費需要の動向を小売市況の面から窺つてみよう。

(一) 百貨店売上高の動向

(1) 総売上高の推移

日本デパートメントストア協会調による全国百貨店の月別売上高に基き二十八、二十九両年中の各月の前年同月比増減率を求めると、第一表のとおりである。これによつてみると、二十八年の売上高は、消費景気の年といわれた二十七年につぎ極めて好調な推移を辿り、前年を二四・三%も上廻る実績をあげた。二十七年の前年比増加率は二二%であつたから、それを更に上廻る増加率を示したわけで、この面からみる限り二十八年も前年に劣らぬ消費景気の年であつたといえる。しかし二十九年はさすがに増勢鈍化し、通年の前年比増加率は一三%と前年の増加率の半分近くに低下を示している。

その推移を月別に辿つてみると、三月以降前年同月比二割増の線を割り、爾後次第に通減傾向を示している。勿論そのカーブは単調ではなく、九月、十一月のごときは殆ど前年同月に近い水準に落ちてゐる一方、十月は逆に急上昇を示しているが、これについては、二十八年は秋冷の訪れが早かつたのに、二十九年は残暑がながくつづいた後十月に入つて急に異例の寒氣を迎え、秋冬物衣

料の出足がこの月に集中したという季節的変動のずれが大きくひびいたとみられる。とまれ月により高低の山を描きつつも、趨勢的に次第に前年同期との開きを狭めていつたことは明らかであつて、いま四半期毎に前年同期との比較をしてみると、一―三月は前年同期比二四・二%の増加でその増勢には殆どデフレ的兆候は認められなかつたが、四―六月の前年同期比増加率は一三・五%、七―九月は九・九%、十―十二月は九・六%と通減している。

右は百貨店の販売価格の変動を考慮することなく、単に名目的な売上高についてみた結果であるが、この間の物価の変動を考慮し、実質売上高の前年同月比を求めると第二表のごとくである。これによつてみれば、前年同期比増加率は一―三月は平均一四・四%であつたものが、四―六月は同じく六・八%、七―九月は六・七%と低下を示した後十―十二月は逆に一〇・四%と回復を示し、名目売上高でみた場合とはやや異つたカーブを描いている。それとともにそのカーブの高低が小さいことが注目されるが、これは前年同期に比しての物価の高さが一―三月の六・七%高から月が進むにつれて低下し、十月以降は前年同期以下に落ちた結果であり、このことを他面からみるとデフレの影響が消費者物価の上に、より強く現われるにつれて消費物量への影響が緩和されたことを物語るものといえるであらう。

(第一表) 全国百貨店売上高の月別推移

摘要	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月	年中計
二八年	九一・四	九三・九	一三・七	一三・四	二一・八	二一・三	二四・八	二一・八	二〇・九	一四・八	二一・八	二一・八	一六・一
前年同月比	(+) 二〇・〇	(+) 一八・〇	(+) 二四・四	(+) 一八・二	(+) 二四・一	(+) 一八・四	(+) 二七・一	(+) 三〇・一	(+) 三〇・〇	(+) 二五・三	(+) 二六・二	(+) 二五・五	(+) 二四・三
二九年	一一〇・九	一一八・三	一五・七	一四・三	二一・六	二二・〇	二七・一	二七・一	二〇・六	一四・三	一六・四	一六・七	一八・七
前年同月比	(+) 二二・三	(+) 二八・五	(+) 一九・八	(+) 一五・五	(+) 二一・五	(+) 二二・二	(+) 一五・三	(+) 九・七	(+) 一・九	(+) 一六・九	(+) 一・四	(+) 一〇・六	(+) 一三・〇
前々年同月比	(+) 四三・七	(+) 五二・八	(+) 四六・六	(+) 三六・七	(+) 三八・四	(+) 三三・二	(+) 四六・六	(+) 四三・九	(+) 三三・六	(+) 四六・七	(+) 二八・〇	(+) 三六・八	(+) 四〇・五

(備考) 日本デパートメントストア協会調、単位百万円、前年同月比は%。

(第二表) 全国百貨店実質売上高の前年同月比

(単位%)

摘要	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二十八年	二四・七	一九・九	二四・六	一六・二	二二・二	一四・六	二二・六	二四・六	二二・九	一六・六	一六・六	一五・二
二十九年	一一・一	一九・四	一一・六	八・二	四・六	七・五	一一・六	七・四	一一・二	一七・二	二・〇	一一・二

(備考) 前年同期の売上高を基準とした各月の売上高指数を、百貨店販売価格前年同月基準指数を以て除して算出。百貨店販売価格の前年同月基準指数は附表のとおり。

(第二表 附表) 百貨店販売価格前年同月基準指数

月別	昭和二十八年					昭和二十九年				
	衣料品	雑貨	家庭用品	食料品	総合	衣料品	雑貨	家庭用品	食料品	総合
一月	八九・六	一〇六・六	一〇六・一	九七・九	九六・二	一〇七・七	一〇八・九	一〇九・五	一〇八・〇	一〇八・二
二月	九二・一	一〇八・五	一〇六・五	一〇〇・七	九八・四	一〇七・〇	一〇七・四	一〇八・七	一〇八・九	一〇七・五
三月	九五・一	一〇八・九	一〇八・七	九七・五	九八・八	一〇六・四	一〇六・八	一〇六・四	一一・七	一〇七・三
四月	九八・一	一〇九・五	一〇九・五	九八・八	一〇一・八	一〇五・八	一〇六・三	一〇五・九	一一・〇	一〇六・七
五月	九八・八	一〇九・八	一〇九・九	九八・七	一〇二・四	一〇五・五	一〇五・九	一〇六・三	一一・三	一〇六・八
六月	九九・九	一〇九・四	一〇九・三	一〇一・九	一〇三・三	一〇三・〇	一〇五・六	一〇六・二	一一・二	一〇五・四
七月	一〇〇・〇	一一〇・四	一一〇・三	一〇二・四	一〇三・七	一〇〇・四	一〇四・九	一〇五・六	一一・一	一〇三・三
八月	一〇〇・六	一一〇・三	一一二・五	一〇四・二	一〇四・四	九九・〇	一〇四・二	一〇四・五	一〇八・三	一〇二・一
九月	一〇三・五	一一〇・九	一一三・〇	一〇三・五	一〇五・八	九九・六	一〇七・三	一〇三・九	一〇七・九	一〇〇・八
十月	一〇五・二	一一〇・八	一一四・一	一〇七・九	一〇七・五	九九・六	一〇六・六	一〇三・一	一〇五・八	九九・七
十一月	一〇六・八	一一〇・九	一一二・八	一〇九・〇	一〇八・二	九九・六	一〇六・五	一〇四・二	一〇二・九	九九・四
十二月	一〇七・九	一一〇・八	一一一・六	一一一・四	一〇八・九	九四・二	一〇五・八	一〇二・七	一〇一・三	九八・六

(備考) 類別指数は総理府統計局調査全都市消費者物価指数の当該類別指数をとり、総合指数は二十八年中の全国百貨店売上高類別比率をウエイトとして加重平均して算出した。ウエイトは次のとおり。衣料品五三・二、雑貨二一・二五、家庭用品一〇・三七、食料品一五・二六。

(2) 品種別売上高の推移

以上においては、全国百貨店の売上高の推移を総体としてみたのであるが、次に商品類別にみると、第三表(一)及び(二)にみると衣料品、雑貨、家庭用品の売上の前年同月比増加率は顕著な遞減傾向を示しているが、食料品においてはそういう傾向が現われるのが非常に遅れ、通年では逆に前年以上の増加率を示している。物価の変動を除去してみると第三表(三)の通りで、食料品もさ

すがに前年の増加率に比べると低下を示しているものの、相対的に見て低下の度合の低いことには変りがない。前年の増加率に比べて低下の著しいのは家庭用品及び雑貨で、このことは需要の弾力性が食料品において低く、家庭用品、雑貨等において高いことを示すものとみられよう。衣料品の実質売上高の増加率の低下が名目売上高でみた場合程に低下していないことも注目されるが、これは物価の低落が繊維品において特に著しかったことの反映とみられる。

(第三表一) 全国百貨店商品類別売上高の推移

月 別	衣 料		品		雑		貨		家 庭 用 品		食 料		總 売 上 高	
	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年
一 月	四二・六	五三・二	一八・九	二二・五	八・四	一〇・三	一三・二	一六・二	九一・四	一一・〇	一六・二	一九・〇	二〇・〇	一一・〇
二 月	四三・七	五八・八	一九・八	二四・四	八・六	一〇・六	一三・四	一六・九	九四・〇	一一・八	一六・九	一九・〇	二〇・八	一一・〇
三 月	六一・六	七四・二	二七・八	三二・四	一〇・四	一三・四	一六・一	二〇・七	一二七・七	一五・三・一	二〇・七	二四・五	二七・七	一五・三・一
四 月	五七・三	六六・五	二七・八	三二・〇	一〇・七	一三・六	一五・六	一九・六	一二四・五	一五・六	一九・六	二四・五	二七・七	一四・三・九
五 月	五五・九	六一・一	二二・八	二六・四	一一・〇	一三・〇	一四・九	一九・三	一二一・三	一四・九	一九・三	二四・五	二八・〇	一三・二・〇
六 月	五五・三	六一・一	二二・五	二四・二	一一・八	一三・八	一七・三	二一・九	一二三・一	一七・三	二一・九	二七・三	三一・一	一二八・一
七 月	六七・八	八〇・五	二八・四	三一・九	一五・七	一六・四	二一・五	二二・五	一四八・五	二二・五	二七・七	二七・七	一四八・五	一七・一・三
八 月	四四・九	五〇・五	二五・六	二六・六	一二・五	一三・五	一六・四	二二・五	一一八・一	二二・五	二七・一	二七・一	一一八・一	一二九・七
九 月	四六・六	四七・四	二二・二	二〇・八	一〇・〇	九・七	一三・八	一六・〇	一〇二・六	一六・〇	一六・〇	二七・一	一〇二・六	一〇四・九
一〇 月	七一・四	八八・三	二五・六	二八・〇	一一・二	一四・四	一七・一	二一・三	一四〇・六	一七・一	二一・三	二四・四	一四〇・六	一六四・四
一 月	九二・八	九二・五	二五・七	二五・二	一五・一	一五・二	一九・四	一六・三	一六三・八	一六・三	一九・四	二〇・四	一六三・八	一六六・一
二 月	一六三・八	一八三・八	五五・四	五八・一	二七・六	二五・二	二七・六	三一・八	三一八・八	二七・六	二五・二	三一・八	三一八・八	三五二・六

(備考) 出所第一表に同じ。

(第三表二) 全国百貨店商品類別売上高の前年同月比増加率

月 別	衣 料		品		雑		貨		家 庭 用 品		食 料		總 売 上 高	
	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年
一 月	二一・四	二五・一	一七・五	一八・六	三七・九	二二・二	一六・五	二二・二	一一・〇	二二・二	一六・五	二二・二	二〇・〇	二一・三
二 月	一九・六	三三・四	一八・一	二二・七	三三・三	二二・二	一八・五	二二・九	一八・〇	二二・九	二二・二	二二・二	一八・〇	二八・五
三 月	二五・九	二〇・四	二四・七	一六・六	三二・七	二八・七	一九・七	二八・一	二四・四	一九・七	二八・一	二八・一	二四・四	一九・八
四 月	一四・三	一六・一	二四・〇	一五・〇	三三・九	一六・二	一七・六	二五・四	一八・二	一七・六	二五・四	二五・四	一八・二	一五・五
五 月	二四・二	九・三	二六・八	一〇・九	四〇・七	八・五	一八・〇	二九・四	二四・一	一八・〇	二九・四	二九・四	二四・一	一一・五
六 月	一七・八	一二・四	一八・一	一二・四	二六・七	八・六	一七・六	一七・六	一八・四	一七・六	一七・六	一七・六	一八・四	一一・三・二
七 月	三〇・七	一八・七	一九・四	一二・一	三三・四	四・五	三〇・一	二八・八	二七・一	三〇・一	二八・八	二八・八	二七・一	一五・三
八 月	四二・二	一二・三	二四・八	三・八	三九・〇	六・七	二七・五	二〇・二	三〇・一	二七・五	二〇・二	二〇・二	三〇・一	九・七
九 月	三四・〇	一・八	二七・七	△二・一	四三・六	△三・一	二四・八	一六・四	三〇・〇	二四・八	一六・四	一六・四	三〇・〇	一・九
一〇 月	二四・三	二二・七	二五・三	九・三	三九・六	九・七	二二・八	二四・六	二五・三	二二・八	二四・六	二四・六	二五・三	一六・九
一 月	二二・九	一一・二	二五・八	四・九	三二・七	八・三	三五・三	一六・五	二五・五	一六・五	一六・五	二五・五	二五・五	一〇・六

(備考) 第三表の(一)より作成。

(単位%)

(単位 億円)

(第三表)

全国百貨店商品類別実質売上高の前年同月比増加率

(単位%)

月別	衣料品		雑貨		家庭用品		食料品		総売上高	
	二八年	二九年								
一月	三五・五	一六・二	一〇・二	八・九	三〇・〇	一一・六	一九・〇	一三・一	二四・七	一一・一
二月	二九・九	二五・六	八・八	一五・六	二六・一	一一・三	一七・七	一五・六	一九・九	一九・四
三月	三三・三	一三・二	一四・五	九・二	二二・一	二一・〇	二二・八	一四・七	二四・六	一一・六
四月	一六・五	九・七	一三・二	八・二	二二・三	九・七	一九・〇	一三・一	一六・一	八・二
五月	二五・七	二・六	一五・五	四・七	二八・〇	二・一	一八・四	一六・三	二一・二	四・六
六月	一七・九	九・一	八・〇	六・四	一四・九	二・三	一五・四	一九・九	一四・六	七・五
七月	三〇・七	一八・二	八・二	六・九	一九・九	△一・〇	二七・一	一七・三	二二・六	一一・六
八月	四一・四	一三・四	一三・一	△〇・四	二三・六	二・一	二二・四	一〇・九	二四・六	七・四
九月	二九・五	六・五	一六・三	△八・八	二七・一	△六・七	二〇・六	七・九	二二・九	一・一
一〇月	一八・二	三〇・八	一四・一	一・八	二二・三	六・三	一三・八	一七・八	一六・六	一七・一
十一月	二一・三	五・四	一三・三	△七・九	二二・四	二・七	八・一	一五・九	一六・六	二・〇
十二月	一三・九	一九・一	一六・一	△〇・九	一八・九	二・四	二一・五	一五・〇	一五・二	一一・二

(備考) 第三表の(△)より作成。デフレーターは第二表附表の指数を使用。

## (3) 地域別に見られる特徴的傾向

更に全国百貨店を六大都市と地方都市とに分ち、夫々の売上推移を比較してみると、前年同期比増加率の低下が六大都市において特に著しく、地方都市ではさほどでないという点、特に地方都市においては売上高の前年同期比増加率の低下が現われた時期が六大都市に比べ非常に遅れたという点が注目される。

六大都市においては、九、十一の両月は前年同月を下廻りさえしているが、地方都市ではなお相当の増加率を示している。

右のごとき大都市と地方都市との間に窺われる差異は、売上高を実質化してみても変りはないが、唯地方都市百貨店の十一月十二月の実質売上高が却つて前年同期における前年比増加率より高い増加率を示していることは注目される。名目的

な増加率の低下に拘らず実質的には逆に増加率が高くなっているのは、勿論物価

の低落に基づくものであるが、同じくデフレーターを用いて実質化した六大都市百貨店売上高ではその時期もやはり前年同期の増加率をはるかに下廻っており、これは大都市と地方都市とで百貨店売上高の趨勢に大きな差異があったことを如実に示すものといえよう。但しこれについては、店舗拡張が地方都市百貨店においてより著しかったという事情もあり(二十九年九月の売場面積は六大都市百貨店では前年同期比約五%増に対し、地方都市百貨店では約一六%増と推定される)、これから直ちに金融引締め消費需要面への影響が大都市においてより顕著であったと推論するのは早計である。ここでは一応売上高の消長に差異がみられるという事実を指摘するにとどめざるを得ない。

金融引締め政策下の消費需要の動向

(第四表(一)) 六大都市・地方都市別売上高推移  
(1) 六大都市

(単位 百万円)

月別	総売上		衣料		雑貨		食料	
	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年
一	六、四九八	七、七八八	二、九二七	三、六六〇	一、三四五	一、五八〇	九〇八	一、二〇一
二	六、九九四	八、七五九	三、一八四	四、一九八	一、四八六	一、八〇六	九四六	一、一四一
三	九、四三三	一、〇三二	四、五二九	五、三七四	二、〇三四	二、三三二	一、一四七	一、三九七
四	九、一五二	一〇、二〇九	四、一四七	四、六九四	二、〇三七	二、二九六	一、〇九一	一、三一〇
五	八、七三四	九、三三〇	四、〇五五	四、二六三	一、七五〇	一、四八五	一、〇二九	一、二七五
六	八、六〇〇	九、一九八	四、一二〇	四、三九五	一、六四一	一、七六八	九一二	一、一五三
七	一、三九〇	一、二、七一四	五、〇五六	五、八六九	二、一八七	二、三九三	一、六四二	二、〇三〇
八	八、三七六	八、六九八	三、〇四五	三、二五一	一、八四三	一、八四三	一、五三五	一、七四三
九	七、六五四	七、四四五	三、三八〇	三、二八一	一、六〇八	一、五二五	九八〇	一、〇七二
一〇	一〇、五〇四	一、二、〇〇三	五、二三四	六、四三九	一、九三三	二、〇五八	一、二三六	一、四五四
一一	一、二、二〇四	一、二、一〇四	九、八〇六	六、六八九	一、九二九	一、八四八	一、二二二	一、三九一
一二	二、三、七四五	二、五、六五二	一、九二四	一、三、〇九三	四、二一〇	四、三二九	三、九一七	四、四五四

(2) 地方都市

(単位 百万円)

月別	総売上		衣料		雑貨		食料	
	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年	二八年	二九年
一	一、六四七	三、三〇九	一、三二九	一、六六五	五八七	六六六	四一七	五一七
二	一、四〇二	三、三二四	一、一九〇	一、六八六	四九〇	六三八	三九五	五四九
三	三、三三四	四、二七五	一、六三三	二、〇五〇	七四二	九一七	四六七	六七二
四	三、三〇一	四、一八二	一、五八二	一、九五九	七四六	九〇五	四七三	六五二
五	三、一〇一	三、八六八	一、五三〇	一、八四六	六三〇	七五七	四六一	六五三
六	二、七〇九	三、六〇七	一、四〇五	一、八一九	五一一	六五二	三七六	五七九
七	三、四五八	四、四一一	一、七二四	二、一八二	六五五	七九三	五〇八	七四〇
八	三、四三八	四、二七二	一、四四九	一、八〇〇	七一六	八一四	七一一	九六二
九	二、六〇五	三、〇一七	一、二七九	一、四六四	五一一	五五三	三九八	五三二
一〇	三、五五三	四、四三七	一、九〇三	二、三九二	六二九	七四〇	四七六	六八一
一一	四、一七四	四、五〇三	二、四七七	二、五五八	六三六	六七六	四八二	六四六
一二	八、一三六	九、六一二	四、四五三	五、二八三	一、三二九	一、四八〇	一、三六六	一、七〇六

(備考) 日本デパートメントストア協会調。

(第四表(三)) 六大都市・地方都市商品別売上高の前年同月比増加率  
(1) 六大都市

月別	総売上		上衣		衣料		雑品		雑貨		食料	
	二八年	二九年										
一	一九・〇	一九・八	二〇・一	二五・〇	二〇・一	二五・〇	一九・四	一七・四	一〇・三	一〇・三	二一・三	二一・三
二	一五・五	二五・七	一九・七	二五・七	一九・七	三一・八	一八・一	二一・五	二二・四	二二・四	二〇・六	二〇・六
三	二二・九	一六・九	二五・〇	一六・九	二五・〇	一八・六	二四・三	二四・一	一四・一	一四・一	一一・四	一一・四
四	一六・六	一一・五	一二・二	一一・五	一二・二	一三・一	二四・五	二二・七	一一・七	一一・七	一一・一	一一・一
五	二四・二	六・八	二四・一	六・八	二四・一	五・一	一九・二	二四・五	二二・七	二二・七	一〇・〇	一〇・〇
六	一八・九	六一・九	一七・六	六一・九	一七・六	六・六	一九・五	一九・五	一五・九	一五・九	二六・三	二六・三
七	二七・一	三一・六	三一・四	三一・六	三一・四	一六・〇	二九・三	二九・三	三〇・一	三〇・一	二四・七	二四・七
八	二九・七	三三・八	四三・八	三三・八	四三・八	六・七	二五・六	二五・六	二四・七	二四・七	二四・七	二四・七
九	二九・九	二二・八	三五・五	二二・八	三五・五	三・〇	二九・五	二九・五	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三
一〇	二七・八	一四・二	二七・八	一四・二	二七・八	一・八	二四・四	二四・四	一七・九	一七・九	一七・九	一七・九
一一	二四・一	八・〇	二九・二	八・〇	二九・二	九・八	二六・四	二六・四	二四・三	二四・三	三七・二	三七・二

(2) 地方都市

(単位%)

月別	総売上		上衣		衣料		雑品		雑貨		食料	
	二八年	二九年										
一	二二・七	二五・〇	二四・四	二五・〇	二四・四	二五・三	一三・三	二一・八	三三・九	三三・九	二四・〇	二四・〇
二	二八・七	三八・三	二五・七	三八・三	二五・七	四一・六	二〇・七	三〇・二	三六・四	三六・四	三八・八	三八・八
三	二二・九	二六・六	二〇・七	二六・六	二〇・七	二五・五	二五・八	二二・五	三二・八	三二・八	四三・八	四三・八
四	二二・七	二四・七	二〇・二	二四・七	二〇・二	二二・八	二二・八	二二・三	三三・七	三三・七	三七・七	三七・七
五	一七・一	三三・一	一八・二	三三・一	一八・二	二九・四	二〇・七	二〇・一	二八・三	二八・三	四一・七	四一・七
六	二七・一	二七・五	二八・六	二七・五	二八・六	二六・五	一九・九	二七・四	二一・八	二一・八	四五・一	四五・一
七	三〇・四	一五・八	三五・三	一五・八	三五・三	二四・二	一九・六	二一・〇	二二・八	二二・八	四四・一	四四・一
八	一八・七	二四・九	一六・二	二四・九	一六・二	二五・七	二一・〇	二七・七	三〇・五	三〇・五	四五・六	四五・六
九	二七・五	七・八	三〇・六	七・八	三〇・六	三・二	二四・三	二二・七	三三・九	三三・九	四二・六	四二・六
一〇	二六・〇	一八・一	二一・六	一八・一	二一・六	一八・六	二四・一	一一・五	三〇・二	三〇・二	一五・七	一五・七

(備考) 第四表の(一)より作成。



年商業センサス時の地域毎販売額をウエイトとし算出している。

しかしこれを百貨店の場合と同様実質化してみると、第六表のとおりで、前年同月増加率は名目売上高でみた場合とは逆に十月以降の方が却つて増大している。これは消費者物価の低下のためで、前にも一寸触れたごとくデフレ政策の物価面への影響が消費物量面への影響を緩和することを如実に示すものといえよう。前にみたように名目売上高で家庭用器具や時計、カメラ等高級文化財の売行が十月以降前年同期に比べて却つて著増を示しているのは、生活必需品の物価低下から生じた余裕がこれ等の需要に向けられたことを示すものと認められる。

百貨店の売上高と一般小売店のそれとを対比してみると、名目的にも実質的に

(第五表) 通産省商業動態統計による小売売上高の推移

(1) 売上高の推移

(単位 億円)

品 種 別	昭和 28 年												昭和 29 年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
織物、衣服及び身の廻り用品	281.8	269.4	253.0	279.5	263.4	364.3	303.5	336.5	490.2	286.6	253.7	287.6	304.0	266.2	243.7	282.2	255.9	250.0	309.1	317.0	488.8			
食料	750.5	738.5	735.3	785.4	827.2	784.0	806.7	784.2	991.6	786.4	756.6	818.5	835.2	855.3	807.5	849.7	878.0	815.7	847.2	824.0	1,044.1			
飲食店	136.4	134.3	127.7	133.8	131.6	131.8	144.3	144.0	173.3	156.8	137.8	155.1	153.8	153.2	144.4	145.8	143.3	139.7	142.2	143.4	174.1			
家具、建物	27.0	25.9	20.8	22.8	21.1	25.6	29.1	31.3	43.3	23.7	22.4	32.1	30.8	27.2	22.8	25.4	25.5	25.2	29.9	29.6	40.9			
医薬、化粧品及び農耕用品	49.0	49.3	47.4	57.5	57.4	53.9	54.8	52.6	63.9	53.2	51.8	56.8	54.1	53.3	51.6	60.3	62.3	55.7	52.5	50.9	60.6			
金物、排用器具	143.4	160.5	163.9	171.3	150.3	157.0	162.5	162.3	184.5	136.3	131.6	197.5	165.2	199.2	204.6	170.1	160.9	165.8	169.7	177.9	186.3			
家庭用器具	32.1	33.7	33.4	33.6	36.2	32.4	32.4	32.6	39.3	32.5	29.4	32.6	34.6	35.1	33.1	39.0	38.4	40.1	38.8	41.3	49.5			
時計、眼鏡、光学器械	13.6	13.4	12.8	11.6	11.7	11.0	10.3	9.8	13.3	12.0	10.7	11.8	12.7	11.7	11.7	12.0	12.4	10.9	12.2	12.3	18.5			
その他	358.9	348.5	320.2	303.9	313.8	315.0	334.5	331.5	395.1	339.0	328.8	373.5	396.5	380.0	347.5	351.3	366.9	353.0	381.8	379.1	440.9			
合 計	1,792.9	1,804.1	1,714.5	1,799.5	1,812.3	1,775.1	1,878.2	1,884.9	2,394.5	1,826.6	1,723.0	1,965.6	1,991.0	1,981.3	1,867.2	1,935.3	1,943.6	1,867.1	1,983.4	1,975.5	2,503.7			
食料品、(飲食店を除く合計)	906.0	900.8	851.5	880.3	854.0	859.3	927.2	856.7	1,223.6	883.4	828.6	992.0	997.0	972.8	915.3	940.3	922.3	900.7	894.0	1,008.1	1,285.5			

も一般小売店の方が前年同期に比して増加率が低い、これは売行の低調化が後者において著しいことを示すものにほかならない。

また同調査による売上高を六大都市、その他の都市及び郡部別にみると、第五表(3)のように大都市ほど、余計に売行の減退が目立っている。これは百貨店を六大都市と地方都市に分つてみた場合と同様であつて、このことからみると六大都市百貨店の売上高の対前年同期比増加率の通減傾向が相対的に著しかったのは、必ずしも売場面積の増加歩調のちがひだけの所為でないことが分る。所得面の分析を行つた上でないと適確なことはいえないが、デフレ政策の影響が都市において甚しく、農村方面には緩かであつたことを反映するものではな

(2) 売上高の対前年同月比増減(%)

品種別	四 月		五 月		六 月		七 月		八 月		九 月		一〇 月		一 一 月		一 二 月	
	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比
織物、衣服及び身廻り品	(+) 七・九	(-) 七・二	(-) 三・七	(+) 一・〇	(-) 二・九	(-) 五・四	(+) 一・八	(-) 五・八	(-) 〇・三	(+) 七・九	(-) 七・二	(-) 三・七	(+) 一・〇	(-) 二・九	(-) 五・四	(+) 一・八	(-) 五・八	(-) 〇・三
食料品	(+) 一・三	(+) 一・三	(+) 九・八	(+) 八・二	(+) 六・一	(+) 四・二	(+) 五・〇	(+) 五・一	(+) 五・三	(+) 一・三	(+) 一・三	(+) 九・八	(+) 八・二	(+) 六・一	(+) 四・二	(+) 五・〇	(+) 五・一	(+) 五・三
飲食店	(+) 一六・四	(+) 一三・六	(+) 一三・一	(+) 九・〇	(+) 八・九	(+) 六・〇	(+) 四・二	(+) 五・〇	(+) 五・三	(+) 一六・四	(+) 一三・六	(+) 一三・一	(+) 九・〇	(+) 八・九	(+) 六・〇	(+) 四・二	(+) 五・〇	(+) 五・三
家具、器具	(+) 一四・一	(+) 五・〇	(+) 九・六	(+) 一・四	(+) 一・四	(-) 一・六	(+) 二・七	(-) 〇・四	(-) 〇・五	(+) 一四・一	(+) 五・〇	(+) 九・六	(+) 一・四	(+) 一・四	(-) 一・六	(+) 二・七	(-) 〇・四	(-) 〇・五
医薬、化粧品	(+) 一〇・四	(+) 八・一	(+) 八・九	(+) 四・九	(+) 八・五	(+) 三・三	(+) 四・二	(-) 三・二	(-) 五・二	(+) 一〇・四	(+) 八・一	(+) 八・九	(+) 四・九	(+) 八・五	(+) 三・三	(+) 四・二	(-) 三・二	(-) 五・二
金物、荒物及び農耕用品	(+) 一五・二	(+) 二四・一	(+) 二四・八	(-) 〇・七	(+) 六・一	(+) 五・六	(+) 四・四	(+) 九・六	(+) 一・〇	(+) 一五・二	(+) 二四・一	(+) 二四・八	(-) 〇・七	(+) 六・一	(+) 五・六	(+) 四・四	(+) 九・六	(+) 一・〇
家庭用器具	(+) 七・八	(+) 四・二	(-) 〇・九	(+) 一六・一	(+) 六・一	(+) 二・三	(+) 一・九	(+) 二・六	(+) 二・五	(+) 七・八	(+) 四・二	(-) 〇・九	(+) 一六・一	(+) 六・一	(+) 二・三	(+) 一・九	(+) 二・六	(+) 二・五
時計、眼鏡、光学器械	(-) 六・六	(-) 二・七	(+) 八・六	(+) 三・四	(+) 六・〇	(-) 〇・九	(+) 一・八	(+) 一・四	(+) 三・九	(-) 六・六	(-) 二・七	(+) 八・六	(+) 三・四	(+) 六・〇	(-) 〇・九	(+) 一・八	(+) 一・四	(+) 三・九
その他	(+) 一〇・五	(+) 九・〇	(+) 八・五	(+) 一五・六	(+) 一六・九	(+) 一・二	(+) 一・四	(+) 一・四	(+) 一・六	(+) 一〇・五	(+) 九・〇	(+) 八・五	(+) 一五・六	(+) 一六・九	(+) 一・二	(+) 一・四	(+) 一・四	(+) 一・六
合計	(+) 一〇・〇	(+) 八・〇	(+) 七・五	(+) 六・八	(+) 七・二	(+) 八・〇	(+) 四・八	(+) 七・二	(+) 四・六	(+) 七・二	(+) 一七・七	(+) 四・五	(+) 一〇・〇	(+) 八・〇	(+) 七・五	(+) 六・八	(+) 七・二	(+) 四・六

(3) 地域別売上高推移金額

(単位 億円)

区 分	二八・七—九月		二八・一〇—十二月		二九・一—三月		二九・四—六月		二九・七—九月		二九・一〇—十二月	
	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比	売上総額	前年同月比
六大都市	一、七三三・一		二、〇〇〇・四		一、七三九・七		一、八七七・九		一、七八五・〇	(+)	二、〇三三・八	(+)
その他の都市	一、八〇七・一		二、〇六二・三		一、八四八・六		一、九七六・九		一、九二六・七	(+)	二、二〇一・三	(+)
郡 部	一、八四三・三		二、〇五五・〇		一、九二六・九		二、〇三四・三		二、〇三三・六	(+)	二、二三八・五	(+)
全 国	五、三七八・六		六、一五七・七		五、五二五・三		五、八三九・五		五、七三六・五	(+)	六、四三三・六	(+)

(第六表) 通産省商業動態統計による一般小売店実売上高の前年同月比増減率

月 別	総 売 上 高		衣 料 品		食 料 品	
	名 目	実 質	名 目	実 質	名 目	実 質
四 月	二一〇・一	一八	七九	二〇	一一三	一三
五 月	一九八	〇・八	一三	六・四	一一三	〇・四
六 月	二〇〇・二	△	〇・二	〇・四	一一三	△
七 月	二〇二	△	〇・二	〇・四	一一三	△
八 月	二〇三	△	〇・三	〇・五	一一三	△
九 月	二〇四	△	〇・四	〇・六	一一三	△
一〇 月	二〇五	△	〇・五	〇・七	一一三	△
一 一 月	二〇六	△	〇・六	〇・八	一一三	△
一 二 月	二〇七	△	〇・七	〇・九	一一三	△

八 月	七・三	一・五	△	二・九	△	一・九	六・一	△	一・八	一 月	四・八	二・八	△	五・八	△	〇・四	五・一	三・一
九 月	四・六	〇・六	△	五・四	△	一・〇	四・三	△	二・六	一 二 月	四・六	三・四	△	〇・三	五・九	五・三	四・三	
一 〇 月	五・六	二・三	一・八	七・六	五・〇	一・五	一・五											

(備考) 第五表の(イ)より作成。実質売上高の前年同月比増減率は総理府統計局消費者物価指数(全部市)をデフレーターとして算出。但し衣料品、食料品は当該類別指数による。

なお本調査による一般小売店の売上高と前掲全国百貨店のそれとを合算して推移をみると、次の如くで、名目的には、一般小売店についてみたときと同様

(第七表) 百貨店、一般小売店を合算した小売売上高の推移

(単位 億円)

月 別	売 上			内 衣			食 料		
	金 額	前年同月比	名 目 実 質	金 額	前年同月比	名 目 実 質	金 額	前年同月比	名 目 実 質
四 月	二、一三五	(+)	一・一三	三七一	(+)	九・三	八五五	(+)	一・一六
五 月	二、一一三	(+)	九・九	三二七	(+)	〇・六	八七五	(+)	一・一七
六 月	一、九九五	(+)	九・二	三〇六	(-)	〇・八	八二五	(+)	一〇・二
七 月	二、一〇七	(+)	八・二	三三三	(-)	四・〇	八七七	(+)	八・七
八 月	二、〇七三	(+)	七・三	三〇六	(-)	〇・六	八七六	(+)	六・六
九 月	一、九六二	(+)	四・五	二九七	(-)	四・三	九〇六	(+)	六・六
一〇 月	二、一〇三	(+)	四・二	三九七	(+)	六・〇	八三三	(+)	四・四
一 一 月	二、一四二	(+)	四・五	四二九	(-)	四・六	八六九	(+)	五・四
一 二 月	二、八六六	(+)	五・六	六五四	(+)	二・八	八四四	(+)	五・四
							一、一〇六	(+)	五・九

(註) デフレーターとしては売上総額については総理府統計局調全部市消費者物価総合指数、衣料品、食料品は当該類別指数を用いた。

(2) 当局在庫調査による小売売上高の推移

つきに当局の調査(四半期毎「小売店在庫状況」による)に基づき、一般小売店の売上高推移を窺つてみると、第八表のごとくである。これによると、売行の不振傾向は一段と甚だしく、総体では三月頃まで昨年比一割程度以上の増加で来たものが、五―七月には略々昨年並み、八月以降は大幅に前年を下廻るに至っている。唯主要品種を抜き出して襲の調査と対比すると、繊維製品、洋品雑貨等(通産省商業動態統計の織物、衣服及び身廻り品)の著しい不振に対し、食料品(通産省調は主食を含む、本行調は加工品のみ)、家庭用雑貨(通産省調の荒

物及び農耕用品に該当)等が比較的好調なこと、衣料品を主とする売行不振傾向は五、六月以降特に著しいこと等の諸点は大体符合している。一方この調査における総体としての売上高が、八、九月以降急減し、殆ど昨年水準を割るに至つていふという結果は著しい相違点であるが、これは調査対象の中で、売行不振の著しい衣料品の比重が相対的に高いためと考えられる。

なお売上高の推移を五大都市と地方都市とに分つてみると、第九表のごとく前者の鈍化傾向が相対的に顕著である。

金融引締め政策下の消費需要の動向



地方都市	売上高指数	一七六・八	一六六・五	(+) 一六七・七	二七七・七	(+) 二七三・四	二六六・四	(+) 二六三・三	二六〇・五	(+) 二五九・九	二四〇・九	(+) 二三七・三	二二六・三	(-) 二二五・五	二一四・三	(-) 二〇八・八	一四一・九
対前年同月比																	

(註) 売上高指数は夫々二八年一月を一〇〇とする指数。  
前年比増減の単位は百分比。

(三) 要 約

以上百貨店及び一般小売店の売上高についてその趨勢を窺ってきたが、諸統計資料の示すところは厳密には一致しないが、この面から消費需要の動向について抽出し得る公約数的な要点をまとめてみると次のごとくであろう。

- (イ) 小売市況面からみた消費需要は、総体としてみれば前年同期を下廻りこそしなかつたが、増勢は著しく鈍化し、前年同期水準との開きは、四月頃の割増の線から九月以降は五割増程度に狭まつた。
- (ロ) 百貨店と一般小売店とを対比してみると、一般小売店における低調化が著しい。

(ハ) 品目別にみると衣料品、家庭用品、雑貨等の需要鈍化が相対的に著しい。衣料品のごとき六一九月間は前年同期の水準を下廻るにさえ至つた。

(ニ) しかしこの間の小売物価の変動を除去し、実質的消費需要量の推移をみると、十月以降却つて回復の傾向を辿つている。これは小売物価の低落が消費量切詰めの緩和を可能ならしめていたことを物語るものである。特に一般小売店の場合いわゆる高級文化財の売行が十月以降却つて前年同期との開きを大きくしていることは注目せられる。

(ホ) 地区別にみると、大都市程消費需要の鈍化傾向が強い。これは所得面の分析を経た上でないと確言し難いが、金融引締め政策の影響が都市における程甚だしいことの反映と考えられる。

三、家計支出面からみた消費需要の動向

以上消費需要の動向を小売売上げの面から窺つてみたわけであるが、次に家計支出の面からみてみよう。依拠し得る資料は都市家計については総理府統計局調査、農村家計については農林省調査である。

(一) 消費支出の推移

先ず都市勤労者世帯(註)及び農家家計における消費支出の推移をみると、第一

〇表の通り、都市、農村とも前年同期に比しての増加の幅が次第に縮小している。特に都市では七月以降の低下が甚だしく、十一月、十二月の両月は前年同月の水準を下廻るに至つてゐる。物価変動を調整した実質水準ではこれより先既に七月から前年の水準以下に落ちてゐる。しかし農村ではそれ程でないのみか、一旦狭まつた前年同期との開きが十月以降やや回復の傾向をさえ示している。都市と農村とを対比してみると、明らかに都市勤労者の方が消費支出低下の度合が著しい。以上のごとき都市、農村の家計支出面から窺われる消費需要の諸傾向は、さきに小売面からみたところと概ね符合する。

(註) 総理府統計局調査「家計調査報告」に拠る。この調査の調査客数は全国約

四、二〇〇世帯(内勤労者世帯約二、〇〇〇、経済審議庁調の都市消費水準はこのうち東京都勤労者世帯についての調査であるが、その世帯数は約三〇〇である)で、毎月調査世帯の六分の一が順次交替して行く仕組みになつてゐる。右の中全世帯については収入面の調査を欠いてゐるため、本稿では勤労者世帯(大都市)のみを採つて検討することとした。したがつてわが国全都市の消費者世帯の家計収支を代表するものと見ることには世帯数の点に問題があることは勿論であるが、そのほかに、

- (イ) 家計収支の原数は対象世帯収支の単純平均で、客体世帯の出入り、その間における世帯人員の変動、月による日数の異同を調整してゐない。
  - (ロ) 産業別現金給与月額(労働省調)の九月における全産業平均賃金が一六、一九六円であるのに対し、本調査による実収入は全都市勤労者世帯で二五、四二八円(世帯主の勤め先からの収入のみで二三、六八八円)であることにみる通り、調査対象世帯が徐々に上層に偏し過ぎてゐるという懸念がある。
- 等の問題がある。農家家計の調査についても同様の点が指摘される。

(第一〇表) 都市、農村の家計支出の推移  
(1) 都市家計支出

月別	区分	実 支 出		租 税 公 課		消 費 支 出		同 上 前 年 同 月 比 (%)	
		昭二八年	昭二九年	昭二八年	昭二九年	昭二八年	昭二九年	昭二八年	昭二九年
一	月	三〇,四七〇	三三,五〇六	二,一二三	二,八七七	一八,三五九	二〇,〇九六	(+)	二四・〇
二	月	一九,五六五	二二,九五四	二,〇九六	二,九一八	一七,四七六	二〇,〇三六	(+)	一六・六
三	月	三三,二八八	二五,八三三	二,〇〇三	三,〇四八	二〇,一〇六	二二,七八五	(+)	二二・九
四	月	二二,八二三	二五,〇三三	二,三三四	二,六五三	一九,五八八	二二,三六九	(+)	一九・三
五	月	三三,三五五	二四,五〇五	二,四七五	二,五五三	一九,八八〇	二二,九七〇	(+)	二二・七
六	月	二二,五九三	二六,七二二	三,一五三	四,二〇二	二〇,四四〇	二二,五〇〇	(+)	二二・七
七	月	二五,六〇二	二七,三四六	三,三五六	三,六二〇	二二,三三六	二二,七六六	(+)	二二・七
八	月	二五,三〇二	二五,八九六	三,二三三	三,一四五	二二,〇七九	二二,七五二	(+)	二二・八
九	月	二二,九六〇	二四,三六三	二,八七三	二,九二七	二二,〇六七	二二,四四六	(+)	二二・六
一〇	月	二五,二三四	二六,〇四〇	二,七三三	三,一〇三	二二,三五一	二二,九三七	(+)	二二・七
一	月	二四,七九三	二四,五九六	二,六四四	二,九〇〇	二二,一四九	二二,六九六	(+)	二二・六
二	月	四一,三七八	四〇,三六九	六,四四三	六,四〇二	三三,九二五	三三,九六八	(+)	二一・五

(註) 1 総理府統計局「家計調査報告」による全都市勤労者世帯の平均支出金額。  
2 実質比較の場合のデフレーターは消費者物価指数(全都市)。

(2) 農家支出

月別	区分	実 支 出		農 業 支 出		農 外 支 出		消 費 支 出		同 上 前 年 同 月 比 (%)	
		昭二八年	昭二九年	昭二八年	昭二九年	昭二八年	昭二九年	昭二八年	昭二九年	昭二八年	昭二九年
一	月	二五,六四三	三〇,一〇七	三,四九二	四,〇三九	六〇五	九七三	二二,五四六	二五,〇九六	(+)	四・二
二	月	二五,六五五	二七,七二二	三,八五五	四,〇五七	七三八	九三二	二二,一一三	二二,七三三	(+)	三三・九
三	月	二七,六四五	三三,五〇〇	五,〇七九	六,四〇四	八一	九七	二二,七五五	二五,一七〇	(+)	二二・四
四	月	二五,八三七	二九,一九六	四,三三五	五,〇九九	六四八	六五三	二〇,八六四	二二,四四五	(+)	九・八
五	月	二四,五二二	二六,六七五	四,七九八	五,四六八	五三八	五三二	一九,一八五	二〇,六六六	(+)	二〇,六六六

(単位 円)

一	二	一	一	九	八	七	六	三、九八三	二六、五五五	五、四四三	六、九一九	四七	五六六	一七、一三三	一九、〇七〇	(+)	七・五	(+)	二・四	(+)	九・三	(+)	五・一
一	一	〇	一	一	一	一	一	二五、九一六	二八、四三四	六、三三三	七、一七〇	四九八	五九五	一九、〇六六	二〇、六八九	(+)	九・三	(+)	八・四	(+)	八・二	(+)	三・七
一	一	〇	一	一	一	一	一	二八、六七八	三〇、四〇三	五、八七	六、四三〇	六二	六〇〇	三、二四〇	三、三三三	(+)	一四・八	(+)	五・一	(+)	一三・四	(+)	〇・八
九	〇	一	一	一	一	一	一	二四、七三三	二六、三〇四	四、一八五	四、六六四	六三六	六六一	一九、九〇〇	二〇、九七八	(+)	九・九	(+)	五・四	(+)	七・五	(+)	三・六
八	一	一	一	一	一	一	一	二七、四七七	二九、五四六	四、七九二	五、二六八	六六七	七〇九	二、九九八	三、五九九	(+)	二・七	(+)	七・二	(+)	一〇・三	(+)	三・六
一	一	〇	一	一	一	一	一	二八、〇六九	三〇、三八九	五、三三四	五、九六六	六二七	七〇九	三、一三九	三、五九九	(+)	二・四	(+)	七・二	(+)	八・九	(+)	五・六
一	二	一	一	一	一	一	一	四〇、七三三	三〇、三八九	八、〇〇〇	五、九六六	一、二三四	六八五	三、一三九	三、七七八	(+)	一四・〇	(+)	七・一	(+)	八・七	(+)	七・三

(註) 1 計数は農林省「農家経済調査」による全府県(北海道を含まない)農家の一世帯当り支出金額(但し現物支出を含む)。  
2 実質比較のデフレーターは農林省調、農家支払価額指数。

(二) 費目別にみた消費支出の動向

更に一步立ち入つて家計消費支出の内容を費目別に検討してみると、第一一表、第一二表のとおりである。

(イ) 都市勤労者世帯の消費支出においては、被服費の低下が相対的に最も著しくこれは五月以降名目的にも実質的にも前年の水準を相当下廻つてゐる。飲食費の支出は名目的には低下しているが、実質的には殆ど横這いとなつており、住居、光熱費、雑費は両者の中間にあるが、これは需要の弾力性の差異

をそのままに反映したものと見られよう。被服費の低下が相対的に著しい理由には、右の外戦中、戦後の不足がこれまでにかなり充足されてきていることも逸せられないと考えられる。

(ロ) 農家の消費支出の中でも減少の度合の最も著しいのは被服費であるが、都市勤労者の家計における程顕著ではない。主食に対する支出が実質的に減少しているのは豊作による自家生産分の増加を反映するとみられる。

(第一二表)

(1) 都市勤労者世帯の消費支出内訳

月 別	飲 食 費		住 居 光 熱 費		被 服 費		そ の 他	
	二 八 年	二 九 年	二 八 年	二 九 年	二 八 年	二 九 年	二 八 年	二 九 年
一 月	七、九八二	八、八〇四	二二、一三五	二一、三三八	二、二〇〇	二、二六四	六、〇四一	七、二〇三
二 月	八、四三三	九、三一九	二〇、四〇〇	二一、三一一	一、八〇八	二、〇八九	五、一九五	六、三〇五
三 月	九、三九五	一〇、三八九	二〇、〇五六	二一、三七八	二、六四九	二、七〇二	六、一〇六	七、三一六
四 月	九、〇一六	九、九六五	二一、〇〇九	二一、一〇二	二、五九七	二、七六六	五、九五六	七、五三六
五 月	九、四三四	一〇、五五一	一九、三三三	二一、二〇三	二、四五五	二、三一〇	六、〇五八	六、九〇六
六 月	九、三〇八	一〇、三八一	二一、一九七	二一、四一三	三、〇八八	二、九八六	五、八四七	六、七二〇
七 月	九、七七五	一〇、六八七	二一、三四五	二一、五三三	三、一四三	三、〇四七	六、九六三	七、四五八
八 月	九、九七二	一〇、七九一	二一、五七六	二一、四八八	二、四四六	二、一〇一	七、〇八五	七、三七一

(単位 円)



(2) 二十九年中の対前年同月比(%)

月別	主 食	非 主 食	被 服 費	住 居 光 熱 費	雑 費
一 月	五、七六四	五、一二二	一、四九六	一、七五四	二、九八六
二 月	五、六七八	五、一四二	二、三五四	二、一一一	二、七八一
三 月	五、七八二	六、一八六	二、七一〇	二、七〇四	四、八五八
四 月	五、六〇八	五、一一〇	二、三〇一	二、六七七	四、二〇四
五 月	五、七一九	五、七八四	二、六七八	三、〇〇一	四、八一六
六 月	五、九二九	五、四〇九	三、三三四	二、八七二	四、五九四
七 月	六、八八八	六、七六九	六、二二二	四、六八九	六、九一〇
対前年同月比(%)	六、一一四	五、八八五	一、七二五	二、〇六一	三、二八九
	五、九二七	五、七二六	二、三八九	二、二八二	四、三四五
	六、〇二九	六、七四六	二、五九七	二、八八二	五、一一九
	五、七〇五	五、七四五	二、一四四	二、八四六	四、五三八
	六、〇一〇	六、三七八	二、七九〇	三、〇五九	五、三二二
	六、三九三	五、九七七	三、〇〇八	三、〇八五	五、二五五

月別	主 食	非 主 食	被 服 費	住 居 光 熱 費	雑 費
一 月	五、六	一一、三	一、五	一、三〇	二、二
二 月	五、八	一一、五	一、七	一、二	二、五
三 月	五、六	一一、三	一、五	一、七	二、七
四 月	五、八	一一、五	一、七	一、〇	一、七
五 月	六、一	一四、九	一、八	一、八	一、九
六 月	四、四	一四、四	一、五	一、七	一、〇
七 月	四、三	九、一	一、五	一、五	一、〇
八 月	一、七	一、四	六、四	八、一	一、四
九 月	四、三	〇、二	六、三	六、六	五、四
一〇 月	五、一	二、四	六、八	六、三	七、九
一 一 月	七、八	一、〇	四、二	一、九	一、〇
一 二 月	九、〇	八、七	五、三	七、四	一、四
対前年同月比(%)	四、三	〇、五	一、三	一一、九	一、六
	四、〇	二、〇	一、七	二、八	五、五
	二、九	二、〇	一、〇	一、三	九、九
	二、八	一、六	一、八	一、〇	九、三
	二、九	一、六	一、八	一、〇	二、〇
	二、八	一、六	一、五	一、五	四、五
	二、八	一、六	一、五	一、〇	八、七
	二、八	一、六	一、五	一、〇	四、三
	二、八	一、六	一、五	一、〇	〇、三
	二、八	一、六	一、五	一、〇	四、七
	二、八	一、六	一、五	一、〇	三、七
	二、八	一、六	一、五	一、〇	一、九

(1) 要約並びに小売市況面から見た結果との突合

以上都市勤労者世帯並びに農家の家計支出からみた消費需要の動向を要約すると、

(1) 小売市況面におけると同様、都市、農村とも消費需要の鈍化傾向が明らかである。特に都市においてその傾向が著しく、その消費需要は六月頃までは前年同期比一割増の線にあつたものが、七月以降急激に低下し、十一、十二

の両月は前年同月以下に落ちてゐる。物価変動の影響を捨象した実質でみると、既に八月以降前年水準を引きつづき下廻るに至つてゐる。

農村においても七月頃から前年同月比増加率が落ちてゐるが、その度合は都市に比すると著しく軽微で名目的にも実質的にも八月を底として若干持直しの傾向をさえ示してゐる。

(2) 費目別にみると都市、農村とも衣料品に対する消費需要の遞減傾向が目立

つている。

ということになるが、これを小売売上高の動向と突合してみると、家計支出統計の方が消費需要の減退をより強く現わしていることに気が付く。例えば被服品の売上高と家計支出の被服費の消長とを対比してみると後者は十月以降も、都市農村いずれにおいてもひきつづき前年同期水準を下廻っているのに、小売売上高の上では逆の関係になつてゐる。また地方都市或は郡部における十月以降の消費需要の實質的な回復傾向も小売統計においてより強く窺われるというような差異が見出され、厳密には符合しない点もある。それは分析の対象とした都市家計支出が勤労者世帯のもので、その他の家計を含んでいないとか、統計作成の方法、源泉が全然別個のものであるとか、デフレクターが異なるというような技術的な点に基くやむを得ない齟齬とみられる。大まかな傾向としては、利用に堪えない程の喰違いはなく、以上にみた小売、家計支出両面よりの分析から、消費需要の増勢が鈍化してきていること、特に需要の弾力性の大きい商品に対するそれが衰

えてきていること、都市においてその傾向が強いこと、物価の低落が消費水準の低下傾向を緩和していることなどを推論してもさしたる過誤はないように思われる(註)。

(註) 季節変動を除去してみた場合の家計支出の動向

以上においては二十九年の各月の家計支出を前年同期と対比し、その増減率の趨勢に基いて支出の動向を窺つてきた。それによつて自ら季節変動が除去される理ではあるが、次に昭和二十六年乃至二十八年の三カ年について連環比率法により都市勤労者世帯、農家夫々の家計支出の季節変動指数を求め、これによつて季節変動を除去してみると第一三表のごとくである。これによつても都市家計の消費支出は、四月頃に頭を打ち、爾後伸び悩み、十一、十二月は前年同月の水準を下廻るに至つてゐる。また農村世帯の消費支出は漸増の傾向をつづけているが、前年に比べ増勢は明かに鈍化してきている。

(第一三表) 都市及び農村家計支出の季節変動指数とそれで調整した支出指数

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月
季節変動指数(A)	100.0	98.0	107.6	101.7	103.7	104.3	109.9	103.8	100.3	103.8	105.5	109.0
都市世帯	100.0	98.0	107.6	101.7	103.7	104.3	109.9	103.8	100.3	103.8	105.5	109.0
農村世帯	100.0	90.7	92.5	87.4	80.2	68.8	75.6	84.3	74.5	78.5	76.9	121.1
(A)で調整した家計支出指数(B)	100.0	97.1	101.3	99.1	104.4	106.8	109.9	115.9	114.5	117.3	114.3	122.6
都市	100.0	97.1	101.3	99.1	104.4	106.8	109.9	115.9	114.5	117.3	114.3	122.6
二八年	100.0	99.0	101.6	105.6	101.7	104.6	104.6	106.2	103.7	107.1	99.7	99.4
二九年	100.0	111.3	115.3	118.7	115.4	127.6	127.6	129.4	116.6	110.4	111.1	109.5
農村	100.0	108.0	109.3	110.8	111.1	115.6	111.1	113.5	114.0	110.1	113.7	130.4
二八年	100.0	99.8	108.4	106.8	101.7	110.5	109.0	110.6	112.3	119.7	113.0	133.0
二九年	100.0	116.3	126.3	134.5	119.7	128.7	127.0	128.8	130.8	139.5	143.3	150.4
(同)右	100.0	116.3	126.3	134.5	119.7	128.7	127.0	128.8	130.8	139.5	143.3	150.4
(同)右	100.0	116.3	126.3	134.5	119.7	128.7	127.0	128.8	130.8	139.5	143.3	150.4

都市 二八年	都市 二九年	農村 二八年		農村 二九年	
		元・二二〇〇	右	元・二二〇〇	右
100.0	95.7	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	96.3	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	96.9	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.1	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.2	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.3	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.4	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.5	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.6	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.7	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.9	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.1	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.2	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.3	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.4	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.7	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(註) 物価変動の調整は、都市は総理府「消費者物価指数(大都市)」農村は農林省「農家支払価格指数」によつた。

#### 四、家計収入の動向及び消費支出との関係

それでは以上にみたような消費需要の増勢鈍化ないし減退は何に基くものであるか。いい換えればそれは購買力の減退によるものか、或は単なる買控え―貯蓄性向の向上―によるものであろうか。この点を検討することが次の課題である。それにはどうしても所得の動向をたずねてみなければならぬ。

##### (一) 可処分所得の推移

そこで先ず収入面の指標として賃銀並びに都市勤労者の家計収入及び農家収入の実績をみると、第一四表(1)乃至(3)のとおりである。

##### (イ) 賃銀の動向

第一四表の(1)は、労働省調製製造工業労働者の賃銀指数であるが、これによれば昭和二十八年中の名目賃銀は前年同期に比し概ね一二、三%上昇した線で推移していたのに対し、二十九年のそれは、一―三月の前年同期比一―%高から四―六月は八・四%高、七―九月は五・七%高、十―十二月は二・五%高と前年同期比増加率が著しく逓減している。実質賃銀でみると、その傾向は一層顕著で、二十九年一―三月は前年同期比一・五%高、四―六月は逆に〇・三%ダウン、七―九月は〇・一%ダウン、十―十二月は僅か〇・一%のアップとなつ

ている。

##### (ロ) 都市家計収入の推移

次に都市勤労者の家計における可処分所得の推移をみると(第一四表の(2))、やはり二十九年の前年同期比増加率は前年に比し目立って縮小しており、それと同時に、月の進むにつれて逓減の傾向を示している。名目的増加率を四半期毎に拾つてみると、二十九年一―三月は一三・一%、四―六月は一三・五%、七―九月は四・二%、十―十二月は三・六%となり、数値自体は賃銀におけるそれと異なるが、傾向としては相似した推移を示している。これを実質化してみると、二十九年一―三月は三・二%アップ、四―六月は四・四%アップ、七―九月は一・五%ダウン、十―十二月は一・五%アップとなり、前年同期を上廻つたか、下廻つたかという際どい点で実質賃銀の動きと喰違いがみられるが、これは調査対象が異なることからくるやむを得ない誤差とみるべきであらう。都市勤労者の家計収入の中には世帯主以外の収入が含まれているが、それ等の推移にも右の喰違いを説明し得る程異なつた動きは認められない(第一五表)。

#### 金融引締め政策下の消費需要の動向

(第一四表) 賃銀・家計収入の推移

(1) 賃銀指数

名	昭二八年		昭二九年		前年同月比	昭二八年	昭二九年	前年同月比
	実	質	実	質				
一	一六四・一	一七〇・〇	一八〇・〇	一九二・七	(+)	一二六・七	一二六・三	(+)
二	一五五・五	一七一・九	一七九・九	一九〇・五	(+)	一一八・三	一一九・八	(+)
三	一五一・七	一六九・四	一七〇・五	一八七・七	(+)	一一五・四	一一七・七	(+)
四	一五七・四	一七〇・五	一七〇・五	一八七・七	(+)	一一八・九	一一八・二	(+)
五	一五五・九	一六七・六	一六七・六	一七五・五	(+)	一一八・四	一一六・九	(+)
六	一八八・二	二〇六・〇	二〇六・〇	一九四・四	(+)	一四一・三	一四二・九	(+)
七	二〇二・六	二二二・五	二二二・五	一九九・一	(+)	一四九・一	一五三・五	(+)
八	一七五・〇	一八三・八	一八三・八	二二七・五	(+)	一二七・五	一二六・七	(+)
九	一六五・九	一七〇・〇	一七〇・〇	二二五・〇	(+)	一二〇・六	一二七・五	(+)
一〇	一六四・〇	一七〇・四	一七〇・四	二二五・九	(+)	一一五・八	一二六・七	(+)
一一	一六九・五	一七五・五	一七五・五	二二七・一	(+)	一二〇・七	一二二・七	(+)
一二	二九九・三	二九九・五	二九九・五	二二九・五	(+)	二二三・二	二二〇・七	(+)

(註) 賃銀指数は労働省調、製造工業労働者賃銀(昭和二五年六月=一〇〇)。

(2) 都市家計収入

(金額単位 円)

名	昭二八年		昭二九年		前年同月比	昭二八年	昭二九年	前年同月比
	実	質	実	質				
一	二〇、三八四	二一、一〇二	二一、〇八九	二二、八七七	(+)	二二、五五%	二二、四二%	(+)
二	二〇、九三四	二一、〇八二	二一、〇八二	二一、八四五	(+)	二一、四三%	二一、三三%	(+)
三	二二、三九三	二二、〇八二	二二、〇八二	二二、六七八	(+)	二一、六六%	二一、五五%	(+)
四	二二、五九二	二二、三三四	二二、三三四	二二、五三五	(+)	二一、六六%	二一、五五%	(+)
五	二二、三九七	二二、四七五	二二、四七五	二二、八四五	(+)	二一、八三%	二一、七二%	(+)
六	二六、九一九	三、一五三	四、二〇一	二七、四三八	(+)	二六、九	二七、四三八	(+)

月	実収入		租税	公課	可処分所得		名目	実質						
	昭二八年	昭二九年			昭二八年	昭二九年			昭二八年	昭二九年				
七月	二七、一一二	二九、〇〇七	三、三七六	三、六二〇	二二、七三六	二五、三八七	(+)	二二・四	(+)	六・九	(+)	一七・九	(+)	〇・二
八月	二六、五九八	二七、一二八	三、二二三	三、一四五	二二、三七五	二二、九八三	(+)	二七・三	(+)	二・六	(+)	二〇・六	(+)	二・八
九月	二四、七七五	二五、四二八	二、八九三	二、九一七	二一、八八二	二二、五一一	(+)	二四・三	(+)	二・九	(+)	一四・九	(-)	一・八
十月	二五、〇一八	二六、七八二	二、七八三	三、一〇三	二二、三三五	二二、六七九	(+)	二五・一	(+)	六・五	(+)	一三・一	(+)	三・三
十一月	二四、五八七	二五、六四二	二、六六四	二、九〇〇	二一、九二三	二二、七四二	(+)	二一・一	(+)	三・七	(+)	九・四	(+)	一・八
十二月	四七、五九四	四八、三八六	六、四四三	六、四〇一	四一、一五一	四一、九八五	(+)	一九・九	(+)	二・〇	(+)	七・九	(+)	〇・八

(註) 1 総理府「家計調査報告」による全都市勤労者世帯の平均収入金額。  
2 実質比較のデフレーターは消費者物価指数(全都市)。

(3) 農家収入

(金額単位 円)

月	実収入		租税	公課	可処分所得		名目	実質						
	昭二八年	昭二九年			昭二八年	昭二九年			昭二八年	昭二九年				
一月	二七、四九九	三三、七七八	一、六八六	二、〇三六	二五、三一三	三一、七四二	(-)	一一・九%	(+)	二二・九%	(-)	一〇・八%	(+)	一八・五%
二月	二六、九〇一	二八、五九二	一、八五一	一、八七七	二五、〇五〇	二六、七一五	(+)	三〇・一	(+)	六・六	(+)	三〇・一	(+)	一・一
三月	二九、六二五	三四、〇九八	三、四〇七	三、〇一三	二六、二一八	三一、〇八五	(+)	一四・五	(+)	一八・六	(+)	一四・五	(+)	一二・七
四月	二三、五八五	二七、〇二五	一、四八二	一、五五六	二二、一〇三	二五、四六九	(+)	一五・九	(+)	一五・二	(+)	一五・二	(+)	一〇・〇
五月	二三、四四四	二五、九四二	一、四六五	一、五四四	二一、九七九	二四、三九五	(+)	九・五	(+)	一一・〇	(+)	八・六	(+)	五・二
六月	二五、六一〇	二八、四九〇	一、三一九	一、四六九	二四、二九一	二七、〇二一	(+)	一〇・一	(+)	一一・二	(+)	一一・三	(+)	四・八
七月	二八、六〇六	三一、六八八	二、一九一	二、一九一	二六、四一五	二九、四九七	(+)	七・七	(+)	一一・七	(+)	六・七	(+)	六・九
八月	三三、五九四	三五、二二九	一、九六八	一、八五〇	三一、六二六	三三、三七九	(+)	一九・五	(+)	五・五	(+)	一七・九	(+)	一・二
九月	二八、八三七	三一、一三六	一、三三三	一、三三七	二七、五〇四	二九、七九九	(+)	一〇・五	(+)	八・三	(+)	八・二	(+)	六・五
十月	四三、六一〇	四四、八三四	一、七一〇	一、五九三	四一、九〇〇	四三、二四一	(+)	二〇・三	(+)	三・二	(+)	一七・七	(+)	一・八
十一月	四二、一一六	四八、八九〇	一、九五八	一、九八七	四〇、二〇八	四六、九〇三	(+)	二・三	(+)	一六・六	(-)	〇・九	(+)	一六・八
十二月	五六、〇五七		三、一七五		五二、八八七		(+)	九・八	(+)		(+)	四・七		

(註) 1 計数は農林省「農家経済調査」による全府県(北海道を含まない)農家の一世帯当り収入金額(但し現物を含む)。  
2 実質比較のデフレーターは農家支払価値指数。

金融引締め政策下の消費需要の動向

(第二五表) 都市家計の源泉別収入状況

月	世帯主収入		その他の世帯員収入		内職収入		その他	
	(A) 総額	(B) 総額	(C) 定期収入	(D) 臨時収入	(E) 収入額	(F) 収入額	(G) 収入額	(H) 収入額
二八・一月	20,384	16,744	15,560	1,184	2,171	345	1,944	5.8
二九・二月	20,944	17,358	16,233	719	2,240	390	946	4.5
一〇・三月	23,393	18,279	17,380	899	2,397	527	1,190	5.3
一一・四月	23,593	18,387	17,366	995	2,573	483	1,150	5.1
一二・五月	23,397	19,193	18,193	961	2,571	518	1,125	4.7
一・六月	26,999	23,599	18,076	4,411	2,815	446	1,399	4.2
二・七月	27,122	23,033	18,383	3,579	3,031	471	1,607	5.9
三・八月	26,598	22,711	18,244	3,038	3,090	436	1,321	4.5
四・九月	24,775	20,267	18,903	1,330	2,829	518	1,261	4.7
五・十月	25,018	20,045	18,801	1,200	2,939	643	1,393	5.6
六・十一月	24,587	19,885	18,588	1,268	2,818	609	1,275	5.2
七・十二月	27,594	23,624	20,768	1,876	3,275	823	1,883	3.9
八・一月	23,736	19,334	18,120	1,063	2,662	380	1,450	6.1
九・二月	24,366	19,842	19,198	605	2,964	483	1,077	4.4
一〇・三月	25,734	20,753	19,703	987	3,122	481	1,379	5.4
一一・四月	23,736	19,334	18,120	1,063	2,662	380	1,450	6.1
一二・五月	25,380	20,559	19,556	862	3,171	534	1,266	6.9
一・六月	31,339	26,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
二・七月	29,007	23,347	19,447	3,859	3,476	470	1,744	5.9
三・八月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
四・九月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
五・十月	25,380	20,559	19,556	862	3,171	534	1,266	5.1
六・十一月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
七・十二月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
八・一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
九・二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一〇・三月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
一一・四月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一二・五月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
一・六月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
二・七月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
三・八月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
四・九月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
五・十月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
六・十一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
七・十二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
八・一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
九・二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一〇・三月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
一一・四月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
一二・五月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一・六月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
二・七月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
三・八月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
四・九月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
五・十月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
六・十一月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
七・十二月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
八・一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
九・二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一〇・三月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
一一・四月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
一二・五月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一・六月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
二・七月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
三・八月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
四・九月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
五・十月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
六・十一月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
七・十二月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
八・一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
九・二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一〇・三月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
一一・四月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
一二・五月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一・六月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
二・七月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
三・八月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
四・九月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
五・十月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
六・十一月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
七・十二月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
八・一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
九・二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一〇・三月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
一一・四月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
一二・五月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一・六月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
二・七月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
三・八月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
四・九月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
五・十月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
六・十一月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
七・十二月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
八・一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
九・二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一〇・三月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
一一・四月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
一二・五月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一・六月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
二・七月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
三・八月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
四・九月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
五・十月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
六・十一月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
七・十二月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
八・一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
九・二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一〇・三月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
一一・四月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
一二・五月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一・六月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
二・七月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
三・八月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
四・九月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
五・十月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
六・十一月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
七・十二月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
八・一月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
九・二月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一〇・三月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
一一・四月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
一二・五月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
一・六月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
二・七月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
三・八月	26,780	22,189	19,530	669	3,777	504	1,209	3.8
四・九月	27,228	23,143	20,245	1,863	3,141	473	1,372	5.1
五・十月	25,448	20,689	19,833	848	2,999	421	1,268	5.0
六・十一月	26,780	22,189	19,530	669				



貨 銀	二九 年		二八 年		二七 年		二六 年		二五 年		二四 年		二三 年		二二 年		二一 年		二〇 年		
	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	
都市世帯	100.0	101.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 家	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
右	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(註) 物価変動の調整は貨銀及び都市家計収入は消費者物価指数(全都市)、農家収入は農家支払額指数によつた。

(二) 可処分所得と消費支出との関係

以上のごとく消費需要の主要源泉たる都市勤労者及び農家の可処分所得にも、消費需要自体の推移に窺われたと同様の増勢鈍化傾向が明らかに認められ、また都市勤労者収入と農家収入との間には消費需要における差異をそのまま裏返したような相違がみられる。このことは消費需要の動向が結局所得の動向をそのまま反映したものであることを示すものであり、この限りにおいては至極当然のことに属する。われわれは進んで可処分所得と消費支出との推移を比較検討してみなければならぬ。

(1) 第一七表によつてみれば、都市世帯の家計収支の黒字額は一―三月で昨年の一、三八八円に対し本年は一、五二三円、四―六月は昨年五、一四八円に対して本年は六、九七九円、七―九月では昨年の三、六二一円に対して三、九五八円(C・P・Iの値上は二十八年九月―二十九年九月間五・二%)と僅かながら増大しているし、農家世帯では一―五月は季節的に赤字を免れなかつたものの不足額は前年に較べて相対的に減少(本年一―五月の赤字額五、一九四円、前年同期比二、九四三円減)六月以降は黒字額が大幅に増加(本年六―八月黒字額一〇、一七二円、前年同期比五、六一六円増)し、その結果は都市、農村いずれにおいても貯蓄の増大となつて現われている。

(2) 第一八表は二十九年各四半期の可処分所得、消費支出、それぞれの前年同

期比増減率を対比したものであるが、これによつてみれば、

(イ) 都市勤労者の場合、一―三月は収支が同率を以て増加していたものが、四―六月以降漸次両者の増加率の間に開きができ、消費性向が減退している。

(ロ) 農家の場合も右の傾向に変わりなく、消費支出の増加率は常に所得の増加率を下廻つてゐる。

(3) 二十九年中の可処分所得の配分状況の推移を四半期毎に前年と比較してみると、第一九表のごとくであり、都市勤労者世帯の場合二十九年各四半期の消費支出の割合は、第一四半期以外、前年同期より低くなつてゐる。特に第四四半期におけるその低下が著しい。農村の場合も同様であるが、その低下の度合は都市勤労者の場合に比べると著しく微少である。

右を裏返せば大体貯蓄率の変化が示されるわけで、都市勤労者の場合二十九年各四半期の貯蓄率は前年同期より高くなつてゐるのみならず、期を逐つて高くなつてゐる。

(4) 更に各四半期毎に前年同期に比して所得の増分が消費と貯蓄とに如何に配分されたかをみると、第二〇表のとおりである。同表の比率は可処分所得の増分に対する比率を示すもので、これはとりも直さず限界消費性向、限界貯蓄率であるが、前者の減退と後者の増大の傾向が明瞭に窺われる。

これ等の諸表はいずれも可処分所得の増加の割に消費支出が増加しなかつたこと、その傾向は四―六月以降に現われ、昨年同期より特に顕著となつたこと、そのシエーレが貯蓄の増加となり、貯蓄率が顕著に高まつていること等を立証している。

(第一七表) 家計収支過不足額の処理状況  
(1) 都市世帯

月	実収入	実支出	差 不足引	実収入以外の収入				実支出以外の支出				貯蓄増減	同 上 (四半期計)	増 減 手持現金	
				引貯蓄	借入金	掛買	その他	貯蓄	返済	掛買	その他				
二八・一月	二〇、三八四	二〇、四七〇	(-) 六六	一、三七五	六二二	八六三	一五四	二、二八二	五九九	八七三	二九	(+)	九〇七	(-)	九四五
二月	二〇、九三三	一九、五六五	(+) 一、三六八	一、五八	七九	七三三	一一九	一、九八一	六一	一、〇六	一一五	(+)	四六三	(+)	七〇二
三月	二二、三九三	二二、二八八	(+) 一〇五	一、七〇	六八九	九二七	一四四	二、〇八	六四四	一、〇七	四三	(+)	三〇八	(-)	二四六
四月	二二、五九三	二二、八二三	(+) 七八〇	一、七二七	七七〇	九九五	一三三	一、八四〇	五九七	一、二九	一五	(+)	一〇三	(+)	七〇五
五月	二二、三九七	二二、三五五	(+) 一、〇四二	一、五〇七	六九八	九五七	一七八	二、二五二	六八	一、五八	九六	(+)	七五五	(+)	二八四
六月	二六、九一九	二二、五九三	(+) 三、三九六	一、四七	六三〇	一、七〇	一三四	二、八七	七四〇	一、〇七	二〇八	(+)	一、四三三	(+)	一、六八四
七月	二七、一一三	二五、六三三	(+) 一、五八〇	一、四六八	六六五	一、一七	一三三	三、〇〇〇	七四	一、二四	八六	(+)	一、五五三	(-)	一、三三
八月	二六、五九九	二五、三〇三	(+) 一、二九六	一、七四七	七〇八	一、二四九	一八〇	二、六八	七四一	一、三〇〇	七三	(+)	八六一	(+)	四六三
九月	二四、七七五	二二、九六〇	(+) 一、八一五	一、七七八	七三三	一、三三八	一七七	二、三四〇	七〇二	一、七〇	一六五	(+)	五六一	(+)	二四四
一〇月	二五、〇一八	二五、一三四	(-) 一六	一、九五五	九四	一、三四	二六八	二、二〇	七五四	一、三五	一〇一	(+)	二七五	(+)	一九
十一月	二四、五八七	二四、七九三	(-) 二〇六	二、三三九	八五三	一、四三三	一八〇	二、二五	七八八	一、九四	九四	(-)	二二四	(+)	三三九
十二月	四七、五九四	四一、三七八	(+) 六、二一六	二、五八	一、〇三三	一、六九五	一七五	四、五〇〇	一、一三	二、〇九	三七	(+)	二、〇三四	(+)	三、六七九
二九・一月	二二、七三六	二二、五〇六	(+) 二三〇	一、五九〇	五六七	一、〇六八	一四三	三、〇七三	六七九	一、七三	一四二	(+)	一、四九三	(+)	一、五九三
二月	二四、三六六	二二、九五五	(+) 一、四一一	一、八〇六	七三六	一、〇六五	一五五	二、四三〇	七七	一、四八	一六	(+)	六二四	(+)	四四三
三月	二五、七三四	二五、八三三	(-) 一〇九	二、〇八七	八三三	一、二八三	一八一	二、三九九	六五四	一、五八	一一	(+)	三二二	(-)	四四七
四月	二六、一八八	二五、〇三三	(+) 一、一五六	二、三〇六	八七四	一、二九三	二二〇	二、四四五	七六七	一、六三	一三〇	(+)	二四九	(+)	八六一
五月	二五、三八〇	二四、五〇五	(+) 一、八七五	一、七〇	八一	一、三三九	一九八	二、三三八	八二二	一、六四	七四	(+)	六二八	(+)	八六
六月	三二、六三九	二六、七一一	(+) 五、九二八	一、四二	七六五	一、二八三	二二六	三、六三三	八八八	一、六九	二〇六	(+)	二、二四二	(+)	二、二四三
七月	二九、〇〇七	二七、三〇六	(+) 一、七〇一	一、五九五	七三六	一、三八一	二四〇	三、三〇〇	八八四	一、六〇	一一三	(+)	一、七三三	(-)	三三四
八月	二七、一一八	二五、八九六	(+) 一、二二二	一、七八八	七二八	一、三二五	一七七	二、六四	八〇三	一、六三	九〇	(+)	八四六	(-)	二八九
九月	二五、四三三	二四、三三三	(+) 一、一〇〇	一、五九四	七三六	一、一五三	一九九	二、五九五	七八九	一、四八	一〇七	(+)	一、〇一一	(+)	五五
一〇月	二六、七八三	二六、〇四〇	(+) 七四三	一、九四七	七九五	一、三六七	一九七	二、七七八	七三九	一、五四	二二五	(+)	七七一	(+)	五四
十一月	二五、六四三	二四、五九六	(+) 一、〇四六	一、九六	七七五	一、二六三	二〇八	二、四八七	七一九	一、五五	一四七	(+)	五六一	(+)	五二八
十二月	四八、三八六	四〇、三六九	(+) 八、〇一七	二、三三三	八三三	一、六五	三七七	五、五四〇	一、二九五	二、三四	三八三	(+)	三、一七七	(+)	三、九五八

(註) 計数は総理府「家計調査報告」による全都市勤労者世帯の一世帯当り金額。

金融引締め政策下の消費需要の動向

月	実収入	実支出	差 不 足 引	実収入以外の収入				実支出以外の支出				貯蓄増減 (四半期計)	同 上	
				固定資 産売却	有価証 券売却	引 出 収	借入 金	固定資 産購入	外 部 投 資	預 立 積 金	借入 金 返 済			
二八・一月	二七、四九九	二七、三三八	一一一	七三三	一六六	一〇、〇三三	一、四四五	二、一五四	三、八七	九、六四八	一、二四四	三、七	三、七	
二月	二六、九〇一	二七、五〇六	一〇五	一、〇六四	二九九	八、九二五	一、四三六	二、七七七	二、八四	六、九八八	八、二二	一、九二七	一、九二七	
三月	二九、六三五	三〇、〇五三	三三九	一、三三五	二八五	二、五五三	二、六三九	三、二二二	四、三	八、九八一	一、三三八	二、五七二	二、五七二	
四月	二二、五八五	二七、三三九	五、七五四	一、三五三	一、五五	七、六二二	二、三七一	二、八六八	二、六〇	四、七五五	八、七	二、八六六	二、八六六	
五月	二二、四四四	二五、九八六	三、五四二	一、五七五	四八	七、〇五六	二、一三五	二、四五五	一、三六	四、五七七	九、七三	九、七三	九、七三	
六月	二五、六二〇	二四、三〇一	一、三一九	八四三	六九	五、八八八	一、六九二	一、七三九	九、六	六、五三〇	七、四三	七、四三	七、四三	
七月	二八、六〇六	二八、一〇七	四九九	一、一六四	一九九	八、四七五	一、九二六	二、〇五二	二、三二	八、三九七	一、〇三	一、〇三	一、〇三	
八月	三三、五九四	三〇、六四六	二、九四八	一、〇三四	九二	九、一七七	一、八六六	二、七〇七	二、〇九	一〇、三三九	一、一三	一、一三	一、一三	
九月	二八、八三二	二六、〇五六	二、七七五	一、四六一	二六三	七、五五三	一、七四二	二、八五三	三、〇	九、四九九	一、一三	一、一三	一、一三	
一〇月	四三、六二〇	二九、一六七	一四、四四三	一、五六七	三三八	二、六二二	一、八九二	三、八六四	一、六九	二、七六九	二、四三二	二、四三二	二、四三二	
一一月	四二、一六	三〇、〇二七	一二、一三三	一、五三四	八七	一三、八二六	一、八九四	三、九九八	一、八四	三〇、九九七	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	
一二月	五六、〇五七	四三、八九七	一二、一六〇	一、四二二	九四	二〇、四六一	三、二八四	六、二〇〇	四、三七	二五、三三四	三、二八〇	三、二八〇	三、二八〇	
二九・一月	三三、七七八	三三、一四三	六三五	二、五八六	七三	一〇、七四六	一、九五五	三、四二五	三、五	二、八八七	一、七四二	一、七四二	一、七四二	
二月	二八、五九三	二九、五九八	一、〇〇五	一、五六三	三三	九、九九七	二、三七七	三、三三〇	三、三	八、六三二	一、二四	一、二四	一、二四	
三月	三四、〇九六	三五、五四四	一、四四八	一、八四九	二二	一三、一八四	四、三三三	四、六五三	三、四三	一一、二七八	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	
四月	二七、〇二五	三〇、七五三	三、七二七	一、二七一	三三	九、〇九三	三、三八五	三、六四二	一、三五	六、〇三六	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	
五月	二五、九四二	二六、六二二	六八〇	一、七六四	一六六	七、五六八	二、八四二	三、〇二七	一、六四	五、七〇六	九九三	九九三	九九三	
六月	二八、四九〇	二六、五五五	一、九三五	一、六〇七	九九	七、九三七	三、〇四八	二、四〇二	一、八九	八、九五〇	一、〇八四	一、〇八四	一、〇八四	
七月	三二、六八八	二八、四三四	三、三四四	一、六〇三	九九	九、九五二	二、一一九	二、六〇三	一、二七	一〇、六八五	一、三三九	一、三三九	一、三三九	
八月	三五、三三九	三〇、四〇三	四、九三六	一、二四〇	七五	一〇、三三三	一、九九二	二、九二五	一、八三	一一、七五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九	
九月	三二、一三六	二六、三〇四	四、八三二	一、四二五	一〇一	八、七四二	一、九四五	二、九四八	一、四七	一一、二三四	一、一五六	一、一五六	一、一五六	
一〇月	四四、八三四	二九、五四六	一五、二八八	一、五〇二	二〇	二、一一八	一、九一九	四、〇二九	一、五四	二二、五三三	二、七三	二、七三	二、七三	
一一月	四八、八九〇	三〇、三八九	一八、五〇一	一、五〇〇	五三	一六、六九六	一、七九二	四、一七五	二、三五	二七、四六三	三、七六八	三、七六八	三、七六八	
一二月														
合計														

(註) 計数は農林省「農家経済調査」による全府県農家の一世帯当り金額。

(第一八表)

都市勤労者及び農家の可処分所得と消費支出の前年同期比増減率対比

月別	都市勤労者				農家			
	収入	支出	実収入	実支出	収入	支出	実収入	実支出
一―三月	一三・一	一三・一	三三・二	三三・二	一六・九	一三・三	一一・五	八・一
四―六月	一三・五	一一・六	四・四	二・七	一二・四	一〇・五	七・三	五・五
七―九月	四・二	三・九	一・五	一・八	八・三	六・二	四・六	二・六
一〇―十二月	三・六	△	一・五	三・〇	九・八	七・一	九・一	六・五

(註) 収入は可処分所得、支出は消費支出をとる。

(第一九表)

可処分所得に対する消費支出と貯蓄増減額の割合

(1) 都市勤労者世帯

(金額単位 円)

年別	項目別	一―三月		四―六月		七―九月		一〇―十二月	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
昭二七年	消費支出	四六、三六三	九八・六%	四九、四〇八	九四・七%	五一、三四九	九四・一%	六七、〇九七	九五・五%
	貯蓄増減額	五九五	一・三%	五〇二	〇・九%	一、五五五	二・八%	一、五七〇	二・三%
昭二八年	消費支出	五六、〇四〇	九四・三%	五九、八九八	九二・一%	六五、三七二	九四・八%	七九、四一五	九三・一%
	貯蓄増減額	一、六七八	二・八%	二、二三〇	三・四%	二、九七五	四・三%	二、〇九五	二・五%
昭二九年	消費支出	六三、四四〇	九七・六%	六六、八三九	九〇・五%	六七、九二二	九四・五%	七八、六〇一	八八・九%
	貯蓄増減額	二、四二九	三・七%	三、一〇九	四・二%	三、九五二	五・五%	四、五〇九	五・一%
	可処分所得	(-) 六四、九六三	一〇〇・〇%	七三、八一八	一〇〇・〇%	七二、八八一	一〇〇・〇%	八八、四〇六	一〇〇・〇%

金融引締め政策下の消費需要の動向

(2) 農 家

(金額単位、円)

年 別	項 目 別	一 一 三 月		四 一 六 月		七 一 九 月		一 〇 一 一 二 月	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭二七年	消費支出	五七、〇九二	八〇・五%	五二、六九六	八六・一%	五四、九三八	六七・八%	三九、二〇九	五〇・五%
	貯蓄増減額	(-) 二、〇四八	二・九	(-) 五、三〇五	八・七	二、〇九五	二・六	一七、四八五	二二・五
	右以外の収支	一五、八三八	一七・九	一三、八一八	二二・六	二四、〇三八	二九・六	二〇、八八〇	二七・〇
昭二八年	消費支出	六四、四一三	八三・六	五七、一七一	八三・五	六一、二〇六	七一・五	四四、一三六	五三・七
	貯蓄増減額	(-) 四、八八六	六・三	(-) 四、八〇五	七・〇	二、八九〇	三・四	一七、三二八	二一・一
	右以外の収支	一七、五五四	二二・七	一六、一〇七	二二・五	二一、四四九	二五・一	二〇、六四四	二五・二
昭二九年	消費支出	七二、九九九	八一・五	六三、二〇一	八三・三	六五、〇二〇	七〇・二	四七、二八七	五二・四
	貯蓄増減額	(-) 一、一三一	一・三	(-) 三、九〇六	五・一	四、六四四	五・〇	二〇、一八二	二二・四
	右以外の収支	一七、六七四	一九・八	一六、五九〇	二一・八	二二、〇一一	二四・八	二二、六七五	二五・二
可処分所得		八九、五四二	一〇〇・〇	七五、八八五	一〇〇・〇	九二、六七五	一〇〇・〇	九〇、一四四	一〇〇・〇

(註) 右以外の収支とは都市の場合は貯蓄増減を除いた財産的収支固定資産の購入、売却、借入金の増減等、農村の場合には右のほか農業支出及び農外事業支出を含む。

(第二〇表)

都市勤労者及び農家の限界消費性向並びに限界貯蓄性向の推移

(1) 都市勤労者の場合

年 別	摘 要	一 一 三 月		四 一 六 月		七 一 九 月		一 〇 一 一 二 月	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
二 八 年	可処分所得の増加	一二、四一〇	一〇〇・〇	一二、八八六	一〇〇・〇	一四、四一二	一〇〇・〇	一五、一一二	一〇〇・〇
	消費支出の増加	九、六七七	七八・〇	一〇、四九〇	八一・四	一四、〇三三	九七・三	一二、三二八	八一・五
	貯蓄の増加	一、〇八三	八・七	一、七二八	一三・四	一、四二〇	九・九	五二五	三・五
二 九 年	可処分所得の増加	五、五三五	一〇〇・〇	八、七七二	一〇〇・〇	二、八八七	一〇〇・〇	三、〇九七	一〇〇・〇
	消費支出の増加	七、四〇〇	一三三・七	六、九四一	七九・二	二、五五一	八八・四	八・四	二六・三
	貯蓄の増加	七五一	一三・六	八七九	一〇〇・〇	九七七	三三・八	二、四一四	七七・九

(註) 可処分所得、消費支出、貯蓄の各増加分は前年同期に比しての増加分である。消費支出の増加分と貯蓄の増加分との合計が可処分所得の増加分に一致しないのはその他の財産的収支があることによる。

(2) 農家の場合

年 別	摘 要	一 一 三 月		四 一 六 月		七 一 九 月		一 〇 一 一 二 月	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
二 年	可処分所得の増加	六、一九九 <sup>円</sup>	一〇〇・〇	七、二六四 <sup>円</sup>	一〇〇・〇	四、四七四 <sup>円</sup>	一〇〇・〇	四、五三四 <sup>円</sup>	一〇〇・〇
八 年	消費支出の増加	七、三二一	一一八・一	四、四七五	六一・六	六、二六八	一四〇・一	四、九二七	一〇八・七
	貯蓄の増加	△ 二、八三八	四五・八	五〇〇	六・九	七九五	一七・八	△ 一五七	△ 三・五
二 年	可処分所得の増加	一一、四六一	一〇〇・〇	七、四一二	一〇〇・〇	七、一三〇	一〇〇・〇	八、〇三六	一〇〇・〇
九 年	消費支出の増加	八、五八六	六八・九	六、〇三〇	八一・四	三、八一四	五三・五	三、一五一	三九・二
	貯蓄の増加	三、七五五	三〇・一	八九九	一一・一	一、七五四	二四・六	二、八五四	三五・五

(註) 消費支出の増加分と貯蓄の増加分の合計が可処分所得の増加額に一致しないのは、その他の財産的収支及び農業支出、農外事業支出があるためである。

五、むすび

以上極く概略ながら小売市況面並びに家計支出の両面から消費需要の動向を探り、進んで家計収入と消費支出ないし貯蓄の傾向をみた。資料の制約もあり、極めて大雑把な分析にとどまらざるを得なかつたが、どうやらはしがきにおいて提起した問題に対する答を抜き出すべき段階にきたように思える。所得階層別の家計収支の分析、貯蓄の内容等なお進んで検討すべき問題があるが、ここで一応の結論を導き出すならば、次のごとくである。

(1) 消費需要は二十九年四月六月以降増勢が鈍化しているが、これは一応所得自体の増勢鈍化に基いてると認められる。所得の増勢鈍化は、特に都市勤労者の場合顕著で、これは金融引締め政策の結果であり、そういう意味において消費需要の伸び悩みは金融引締め政策の所得効果として現われたものといえる。このことは所得の増勢鈍化の度合の少ない農村における消費需要が所得伸び悩み傾向の強い都市におけるより相対的に活潑であることからして明らかである。

(2) しかしながらはしがきで述べたような所得の絶対的減少による消費需要の

減退という意味での所得効果はこの小論に利用した統計に現われた限りでは、あまり認められない。賃銀、都市勤労者の収入が実質的に前年同月を下廻つた時期があり、右にいわゆる所得効果としての消費減退も明らかに認められるし、また以上の統計に現われない部面で、例えば失業による所得減などからそういう現象が生じていることも疑問の余地がない。しかし大勢としてみれば、右のような意味における所得効果としての消費需要の減退は、少くとも以上の諸統計よりみる限り、それは支配的とはいえない。

(3) 金融引締め政策の消費需要面に対する支配的な影響は、価格効果としてのそれであり、二十九年四月六月以降になつてようやく現われた消費需要の減退傾向は、主として価格効果によるものといつてよいであろう。このことはこの間貯蓄率が顕著に向上していることが何よりも雄弁に立証している。

尤もこれについては、所得は増勢が鈍つたというだけで、絶対的にはやはり増加しているのであり、所得が増加した場合、貯蓄率が高まるのはむしろ常態であり、特に金融引締め政策の価格効果というには当たらないという反論が出るかも知れない。しかし例えば都市勤労者の家計収支において、十一月十二月の実

質収入が前年同期より一・五%増加しているのに、実質支出は三%ダウンに抑えられている。名目収支でいえば収入は三・六%ふえているのに支出は一%低い線で止められているがごときは金融引締め政策の価格効果を導入しなければ解き得ないところであろう。また貯蓄率向上の度合の顕著さからみても、その向上が言い換えれば消費需要の鈍化が金融引締め政策の価格効果によるものであることは疑いを容れないと思われる。

ここで付け加えて置かねばならぬことは、価格効果という場合二つの意味を持つていると考えられることである。一つは価格の下落に伴い実質的消費を切詰めることなく支出を節約せしめる効果(これは他面からいえば価格効果による実質所得圧縮の減殺である)、一つは先安期待に基く買控えを誘う効果である。前者は価格下落の著しい衣料品等について八―九月以降に窺われるところであるが、全般的に見ればそういう意味での価格効果は未だ少いように思える。

さて以上のごとき判断が容認されるならば、当然次のことが導き出される。すなわち、金融引締め政策の需要抑制効果は、消費需要に関する限り安定度が高いとは必ずしもい難いということである。蓋し消費需要の増加は抑えられたが、この間潜在購買力は明らかに増加しているからである。

ただ最後に付け加えて置きたいことは、先にも一寸述べたとおり、一部には所得の減少からかなりの消費の切詰めを余儀なくされている人々があり、部分的には右にみた以上に、所得効果としての消費需要の圧縮も行われているだろうということである。大勢としての判断は叙上のとおりであるが、この間における影響の凸凹の調整は、今後の重要な課題と考えられる。(小林・伊賀)